

【夜間金庫規定】

1 (利用目的)

この夜間金庫は、営業時間外におけるご入金現金、小切手等を翌営業日の営業時間開始時まで保管するために使用します。

2 (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当組合の当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

3 (ご利用方法)

- (1) この夜間金庫をご使用になる預金については、入金伝票に氏名、入金額、日付、その他必要事項をご記入のうえ、当座勘定入金伝票、普通預金入金伝票および同通帳を現金、小切手とともに当組合所定のカバン（以下「入金袋」という。）に入れて施錠し、夜間金庫に投入してください。なお、
- (2) 入金袋を投入後にはカバンが中に落ちていること、および夜間金庫の扉が閉じられたことをご確認のうえ、利用レシートを受取ください。

4 (預金への受入処理)

- (1) 当組合は、この夜間金庫に投入された次の営業時間開始後直ちに入金袋を開き、入金額と入金伝票記載の金額との一致を確かめ、その日の日付をもって入金伝票に記載された預金口座に入金します。
- (2) 万一入金袋の現金、小切手その他の金額が同封の入金伝票の記載金額と相違する場合は、当組合で確認した金額を以ってご入金の額といたします。この処理をしたうえは、当組合はその責任を負いません。
- (3) この夜間金庫の外扉や入金袋の施錠が不完全なために生じた損害については、当組合は一切その責任を負いません。
- (4) 投入口から投入された入金袋については、第4条第1項によって内容を確認するまでは、一切その責任を負いません。

5 (入金袋等の返却)

ご使用者は、当組合の営業時間中にご来店のうえ、入金袋ならびに普通預金通帳等をお受取りください。

6 (副鍵等)

この金庫外扉用鍵（副）および入金袋用鍵（副）は、当組合が保管して入金袋の開閉に使用します。

7 (解約等)

この金庫のご利用に関する契約は、当組合の都合によっていつでも解約することがあります。この場合は、お預かりの外扉用鍵（正）、カバンおよび入金袋用鍵（正）は、直ちに当組合へお返しくください。

8 (鍵、入金袋の喪失・棄損)

外扉用鍵（正）、入金袋および入金袋用鍵（正）の喪失、棄損等の場合には、直ちにその旨を当組合へお届けください。この届出がないために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、この場合当組合はその再制作費または修理費または錠前等の取替えに要する費用をいただきます。

9 (使用停止等)

この夜間金庫は、修理その他当組合のやむを得ない都合により、ご使用を一時停止することがあります。

10 (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の使用権は譲渡、転貸、売買または質権の目的とすることはできません。なお、外扉用鍵（正）、入金袋および入金袋用鍵（正）についても同様とします。

11 (契約期間等)

この夜間金庫の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに使用者または当組合の申し出のないかぎり、この契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様と

します。

1 2 (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第13条第3項第1号AからG、第2号AからEおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項第1号AからG、第2号AからEおよび第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの夜間金庫の使用申込をお断りするものとします。

1 3 (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ、夜間金庫付属物を直ちに返却してください。

なお、入金袋、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか、第8条に準じて取扱います。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ夜間金庫の付属物を返却して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 借主が使用料を支払わないとき。

② 借主について相続の開始があったとき。

③ 借主もしくは代理人の責に帰すべき事由により当組合もしくは第三者に損害を与えまたは、そのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。

④ 店舗の改築、閉鎖その他の事由があるとき。

⑤ 借主または代理人がこの約定に違反したとき。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの夜間金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ夜間金庫付属物を返却してください。

① 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

D. 暴力団準構成員

E. 暴力団関係企業

F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

G. その他前各号に準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

② 借主または代理人が、夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

1.4 (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、社会情勢・金融情勢の変化その他の理由により、相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他の相当の方法で公表することにより変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上